

## 被災した家屋の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって行います。

倉敷市では、平成30年7月豪雨災害により損壊（半壊以上）した市内の被災建築物及び被災工作物等について、当該被災建造物の所有者の申請に応じ、市が災害廃棄物として除去を実施することにより、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

### ☆市に解体撤去を依頼する場合（公費解体）

申し込み開始時期 平成30年9月上旬（予定）

申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

※申請状況により、受付期間を延長する場合があります。

#### 申し込みに必要な書類

- ・申請書
- ・り災証明の写し（半壊以上の判定があるもの）
- ・登記事項証明書（建物・全部）・・・（現在の建物所有者が記載されているもの）  
※建物が未登記の場合は、固定資産税（評価・課税）証明書でも代用できます。
- ・建物配置図
- ・対象となる建物の被災状況がわかる写真等

相続登記をしていない場合、共有者がいる場合、抵当権が設定されている場合等は、追加の資料が必要となります。

詳細につきましては、「倉敷市公費解体コールセンター」までお問い合わせください。

【8月6日（月）午前10時からコールセンターを開設いたします】

倉敷市公費解体コールセンター（年中無休 ただし年末年始を除く）

【電話番号】 0120-262-233

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

### ☆個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費解体）

すでに個人で費用を負担して、解体・撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

申請の受付は、倉敷市役所1階展示ホールで行います。

申し込み開始時期 平成30年8月6日（月）

申し込み締め切り 平成31年3月31日（日）まで

家屋の一部のみの解体は本制度の対象となりません。

家屋の一部のみの解体やリフォームは、本制度の対象外です。

※個人で先行して解体撤去した場合、市が定めた基準額が償還額の上限となります。  
撤去費用が全額償還できない場合がありますので、ご了承ください。